

令和5年度プレシード期起業家等伴走支援事業委託業務 応募要項

次世代の県経済の担い手の育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやベンチャー型事業承継を数多く創出する必要がある。

そのため、県内において新規性・独創性を有し成長意欲のあるプレシード期（アイデア期）の起業家・第二創業者（以下、「起業家等」という。）を対象に、必要最小限の機能をもったプロダクト（MVP）構築までを、伴走型で集中的に支援するプログラム（以下、「プログラム」という。）を実施し、成長が見込まれる有望な起業家等の創出を図ることが求められている。

本要項は、こうした起業家等を選抜し、プロダクト構築までを支援する各プログラムの実施に当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

プレシード期起業家等伴走支援事業委託業務

(2) 業務内容

別紙のとおり

(3) 業務の履行期間

契約の日から令和6年3月15日まで

(4) 限度額

12,277,911円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。その他、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

- ①プレシード期起業家等伴走支援事業委託業務企画提案書（様式1）
- ②提案者概要書（様式2）
- ③事業内容（様式3）
- ④事業費積算書（様式4）
- ⑤セミナー、イベント等開催実績（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款（法人のみ）
- ⑧役員名簿（法人のみ）
- ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限
令和5年4月26日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送により、下記の提出先に提出してください。
- (3) 提出先
公益財団法人 大分県産業創造機構
おおいたスタートアップセンター
〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F
電話 097-534-2755 FAX 097-534-2760

5 企画提案書の審査及び結果の通知

- (1) 提案書の審査
「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。
- (2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、方法、場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・プレシード期（アイデア期）におけるステップや課題について、十分理解しMVP構築に到達できるよう、効果的なプログラム設計となっているか。
- ・プログラム参加者の募集に工夫があるか。
- ・県内起業家等との交流会やピッチイベントの開催について、県内のスタートアップ機運の醸成や、プログラム参加者の事業成長につながるよう工夫されているか。
- ・コミュニティ醸成の工夫がなされているか。
- ・本事業実施に関する知見・ノウハウ・実績を有し、かつ、起業家に寄り添った支援体制がとられているか。
- ・県内の先輩起業家や支援機関との連携・協力体制の構築が期待できるか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

- (3) 提案書類の追加、修正等
一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。
- (4) 提案に係る費用負担
提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。
- (5) 提案者の欠格事由
提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。
 - ①提案書類の提出期限を過ぎた場合
 - ②提案に参加する資格がない者が提案したとき
 - ③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

- (1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。
- (2) 機構は、中間報告書又は実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護法施行条例、大分県契約事務規則、会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755 FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

令和5年4月12日(水) から令和5年4月26日(水) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(別 紙)

業 務 内 容

1 目 的

次世代の県経済の担い手の育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやベンチャー型事業承継を数多く創出する必要がある。

そのため、県内において新規性・独創性を有し成長意欲のあるプレシード期（アイデア期）の起業家・第二創業者（以下、「起業家等」という。）を対象に、必要最小限の機能をもったプロダクト（MVP）構築までを、伴走型で集中的に支援するプログラム（以下、「プログラム」という。）を実施し、成長が見込まれる有望な起業家等の創出を図る。

2 委託業務内容

(1) プログラム参加者の募集・PR・審査

- ・新規性や独創性を有し、成長を目指すプレシード期の起業家等を対象に、本プログラムの参加者を10者選定すること。
- ・応募要件等については、事前に委託者と協議すること。
- ・本事業の紹介や参加者の募集、イベントの告知等を行うホームページを作成の上、多くの応募がなされるよう、当該ホームページやSNS等を活用して幅広く事業のPRを行うこと。
- ・本プログラムへの参加誘因のため、県内のプレシード期起業家等が20名程度参加する事業説明会・セミナーを1回程度開催すること。セミナーの内容は、ビジネスアイデアの実現へのステップについてなど、参加者にとって有益なテーマとし、当該テーマに適した外部講師を1名招聘すること。なお、セミナーの開催方法・講師等は事前に委託者と協議すること。
- ・効果的に応募者発掘を進めるため、過年度の大分県ビジネスプラングランプリの応募者・受賞者や、女性起業家創出促進事業、留学生スタートアップ支援事業、アトツギベンチャー創出支援事業の過年度採択者など、委託者が実施する起業家支援事業や県内起業支援機関などと連携すること。
- ・プログラム採択者の選定にあたっては、応募者に対し可能な限り面談を実施すること。なお、応募者多数により全員に対する面談が困難な場合などは、委託者と協議の上、書類選考等の事前審査を設けることも可とする。
- ・採択者選定の審査基準等は、委託者と協議の上決定すること。また、審査委員には委託者・受託者以外の者で起業家支援に知見のある者を1名以上含めること。

(2) プログラムの実施

- ・選定した参加者10者それぞれに対し、事業化に向けた必要な支援を約7か月程度集中的に実施すること。
- ・参加者によって進捗状況や支援ニーズが異なることから、参加者と事前面談を実施の

上、事業化支援計画書（任意様式）を参加者ごとに作成し、本プログラム開始前に委託者に提出すること。

- ・支援の内容については、参加者のMVP構築到達を目標とし、コンセプト検証・プロダクトブラッシュアップに係るメンタリングをはじめ、市場調査等にかかる知見の提供・調査のサポート、MVP開発の協力者や出資者等の紹介及びネットワーク形成に関する助言・サポート、採用・チームビルディングに関する助言・サポート、ファイナンスに関する助言・サポート、ピボットの助言などとする。
- ・受託者が参加者への支援に際して必要と認める場合には、適宜、外部専門家等を活用することができる。なお、その際の費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・参加者1者につき、プログラム期間中に合計14回以上のメンタリングを実施すること。メンタリング実施方法はオンライン・リアルを問わない。また、次回メンタリングまでの宿題を参加者に対して課すなどし、事業の進捗を促すこと。
- ・支援にあたっては、参加者が翌年度以降の成長志向起業家育成支援事業（アクセラレーションプログラム）へステップアップすることを意識すること。
- ・メンタリング日程等を事前に委託者に共有し、おおいたスタートアップセンターのコーディネーター等を可能な範囲で参加させること。
- ・県内外の先輩起業家や支援機関等と積極的に連携し、効果的な支援が実施できるよう工夫すること。
- ・任意の様式にて、支援状況を委託者に毎月報告すること。
- ・プログラム参加者同士の交流を促し、コミュニティ醸成を図ること。
- ・参加者の知見を広げるため、参加者を県内の企業や起業家、学生等が参加する交流会に最低1回以上参加させること。
- ・委託者が指定するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。

（3）事業化支援プログラムの実施

- ・プログラム参加者10者合計300万円（1者あたり30万円程度（消費税等抜き））を上限として、事業化に向け必要な支援を実施すること。具体的には、以下の①～③の経費とし、人件費や備品の購入費には充当しないこと。

①プロトタイプ製作、MVP構築に関するもの

②市場調査等に係るもの

③その他事業化にあたり委託者が必要と認めるもの

上記①～③の項目に要する対象経費は、以下の科目とする。

- a. 旅費・交通費
- b. 通信運搬費
- c. 資材購入費
- d. 外注費
- e. 印刷製本費
- f. 使用料及び賃借料
- g. 専門家謝金

h. 委託料

i. 雑役務費（アルバイト等）

- ・ 支援に際しては、効果的に行えるように助言、指導等を行うこと。
- ・ 支出関連書類の整備・保管
各対象経費に要する経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管すること。なお、精査に伴い、未使用分がある場合には、当該金額について減額した変更契約を締結するものとする。
- ・ プログラム参加者のうち、大分県ビジネスプラングランプリや女性起業家創出支援事業において補助金を受給している者については、本事業化支援プログラムの対象外とすること。
- ・ なお、本事業化支援プログラムは、補助金見合いであることから、本事業の委託料の算定には消費税相当額を含めないこと。

（４）ピッチイベントの開催

- ・ 県内スタートアップ機運の醸成及びプログラム参加者の事業成長の後押しを目的とし、プログラム参加者による成果発表のピッチイベントを開催すること。
- ・ 本イベントの目的達成のため、メディア等と連携し、県内起業家や起業に関心がある層、投資家、金融機関、事業会社等が多数来場するよう、広報・集客に努めること。
- ・ イベントの内容は、上記目的達成に向け効果的なものとなることに加え、翌年度のプログラム参加者の掘り起こしにつながるよう工夫すること。
- ・ 本イベントの目的を達成する上で、ピッチイベントの開催以上に効果的・効率的な手法が実施可能であれば、委託者との協議により当該手法をピッチイベントに代えて実施することも可とする。

（５）報告書の作成

- ・ 委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・ 報告書の様式は任意とするが、本仕様書５の（１）から（４）に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。

（６）その他

- ・ 感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。
- ・ 本プログラムの名称やロゴなどは、委託者と協議の上、自由に製作して良いものとするが、翌年度以降も使用できるよう、その著作権は委託業務終了後、委託者へ無償で譲渡するものとする。

(様式1)

プレシード期起業家等伴走支援事業委託業務 企画提案書

令和5年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 吉村 恭彰 殿

所在地
法人名
代表者

印

令和5年度プレシード期起業家等伴走支援事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

(様式2)

提案者概要書

令和5年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 -
	県内の事務所	〒 -
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内（パンフレット等）があれば添付してください。

(様式3)

事業内容

(1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

(2) 参加者の募集・PR方法

※参加者募集に係る広報方法等について記載してください。

(3) 業務ごとの具体的な実施方法

※3種の業務内容毎に、具体的な実施方法等について記載してください。

①プログラムの実施（メンタリング、MVP構築の協力者紹介・ネットワークの形成、外部専門家の活用等）

②事業化支援プログラムの実施（プロトタイプの製作等）

③ピッチイベントの開催

(4) 想定スケジュール

※事業の実施スケジュールの案を記載してください。様式は特に定めませんので、任意の方式でご記入ください。

※採択後、会場、講師の都合等により変更が生じた場合は、機構との協議の上変更が可能です。

(5) 実施に係る独自の取組

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

(6) 関係者との連携

※実施に当たって連携する事業体がある場合は、その内容について記載してください。

(7) 参加者への事業終了後のフォローアップについて

※事業終了後の参加者への継続支援の内容等について記載してください。

(8) その他

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

(様式4)

事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12-13)		

(様式6)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和5年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構

理事長 吉村 恭彰 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

㊞

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。